

(2) 自動車損害賠償保障法〔抜粋〕

(昭和30年7月29日)
法律第97号)

改正 昭和31年 法律第94号
平成20年 法律第65号

(自動車損害賠償責任保険証明書の備付)

第8条 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書（前条第2項の規定により変更についての記入を受けなければならないものにあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ。）を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

(自動車損害賠償保険証明書の提示)

第9条 道路運送車両法第4条、第34条第1項、第36条の2第3項、第60条第1項、第62条第2項（第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）、第67条第1項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第71条第4項又は第97条の3に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（同法第74条の4の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第5項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。ただし、同法第94条の5第8項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において、同法第62条第2項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもって、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。

2 前項本文の場合において、同項本文の処分を受けようとする者は、政令で定めるところにより、保険会社に委託して、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により道路運送車両法第7条第4項の登録情報処理機関（次項及び第4項において「登録情報処理機関」という。）に提供することができる。

3 前項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項本文の処分を受けようとする者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書を当該行政庁に提示したものとみなす。

4 前項の場合において、当該行政庁は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

5 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示又はその写しの提出がないときは、第1項の処分をしないものとする。道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車以外の自動車について、その提示又は提出があつた自動車損害賠償責任保険証明書又はその写しに記載された保険期間が、当該自動車検査証に記入すべき有効期間又は臨時運行の許可の有効期間若しくは回送運行許可証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

6 道路運送車両法第94条の5第1項の規定により保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者は、同法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

7 指定自動車整備事業者は、前項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自

動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第 94 条の 5 第 8 項の規定により保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき同法第 61 条第 1 項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同法第 94 条の 5 第 1 項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。